

配偶者暴力等に関する保護命令の申立てについて Q & A

～ 保護命令の申立てを希望される方へ ～

〒753-0048 山口市駅通り 1-6-1
山口地方裁判所 訴訟受付（地裁民事）
Tel 083（922）9128（直通）

Q1 保護命令とは何ですか？

A1 相手方（加害者）からの申立人（被害者）に対する**身体への暴力を防ぐため**、裁判所が相手方に対し、申立人に近寄らないよう命じる決定です。

なお、(3)の子への**接近禁止命令**、(4)の親族等への**接近禁止命令**、(5)の**電話等禁止命令**は、必要な場面に応じて被害者本人への**接近禁止命令の実効性を確保する付随的な制度**ですから、**単独で求めることはできず、申立人に対する接近禁止命令が同時に出る場合、既に出ている場合のみ発令されます。**

- (1) **接近禁止命令** 6か月間、申立人の身辺につきまったり、申立人の住居（同居する住居は除く。）や勤務先等の付近をうろつくことを禁止する命令です。
- (2) **退去命令** 申立人と相手方が同居している場合で、申立人が同居する住居から引越しをする準備等のために、相手方に対して、2か月間家から出ていくことを命じ、かつ同期間その家の付近をうろつくことを禁止する命令です。
- (3) **子への接近禁止命令** 子を幼稚園から連れ去られるなど子に関して申立人が相手方に会わざるを得なくなる状態を防ぐため必要があると認められるときに、最長6か月間（申立人本人への接近禁止命令の効力が続いている間に限ります。）、申立人と同居している子の身辺につきまったり、住居や学校等その通常いる場所の付近をうろつくことを禁止する命令です。
- (4) **親族等への接近禁止命令** 相手方が申立人の実家など密接な関係にある親族等の住居に押し掛けて暴れるなどその親族等に関して申立人が相手方に会わざるを得なくなる状態を防ぐため必要があると認められるときに、最長6か月間（申立人本人への接近禁止命令の効力が続いている間に限ります。）、その親族等の身辺につきまったり、住居（その親族等が相手方と同居する住居は除く。）や勤務先等の付近をうろつくことを禁止する命令です。
- (5) **電話等禁止命令** 最長6か月間（申立人本人への接近禁止命令の効力が続いている間に限ります。）、相手方から申立人に対する面会の要求、深夜の電話やFAX送信、メール送信など一定の迷惑行為を禁止する命令です。

Q2 保護命令に違反するとどうなりますか？

A2 保護命令に違反した者には、**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**が科せられます。

Q3 誰が申し立てできますか？

A 3 被害者本人が申立人となります。親族等や子らが代わりに申し立てたり代理することはいけません。

Q4 どんなときに申し立てができますか？

A 4 夫婦関係の継続中に身体に対する暴力（性的暴力・精神的暴力はこれに含まれません。）又は生命・身体に対する脅迫を受けた申立人が、今後、身体に対する暴力を振るわれて生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに申し立てることができます。暴力等を受けた後に夫婦関係を解消した場合は、以前に受けた暴力等を基に申し立てることができますが、夫婦関係を解消した後に受けた暴力等を基に保護命令を申し立てることはできません。

なお、夫婦関係には、事実婚も含まれます。

また、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力（当該関係にある相手方からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者についても、上記と同様に申し立てることができます。

Q4-2 平成25年改正法により申立の対象が拡大した「生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係」とは、具体的にどのような関係を指しますか？

A 4-2 「生活の本拠を共にする」場合とは、被害者と加害者が生活の拠り所としている主たる住居を共にする場合を意味します。「生活の本拠」の所在については、住民票上の住所によって形式的・画一的に定まるものではなく、実質的に生活をしている場所と認められるところを指し、共同生活の実態により外形的・客観的に判断されることとなりますが、補充的に意思的要素も考慮されることがあります。

生活の本拠を共にする交際に該当するためには、婚姻届出も婚姻意思も不要ですが、「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないもの」は除かれていますので、①ルームシェアなどの専ら交友関係に基づく共同生活、②グループホーム、学生寮、社員寮などの福祉上、教育上、就業上等の理由による共同生活、③専ら血縁関係・親族関係に基づく共同生活などは除かれます。

Q5 どの裁判所に申し立てをするのですか？ （申立書を提出する裁判所について）

A 5 申立書は ①相手方の住所・居所、②申立人の住所・居所、③暴力等が行われた地のいずれかを管轄する地方裁判所または、その支部に提出します。

Q6 申立てに当たり、事前に行っておくことはありますか？

A6 相手方からの暴力等について、**配偶者暴力相談支援センター**又は**警察署（生活安全課等）に相談に行きましたか。**（配偶者暴力相談支援センターに指定されていない他の機関では足りません。）

保護命令の申立書には、これらの相談機関へ赴いて相手方からの暴力を受けたことなどについて相談した事実を記載しなければならず、事前に相談をしていないときは、公証人役場において**公証人の前で陳述書の記載が真実であることを宣誓した宣誓供述書**を作成の上、これを保護命令の申立書に添付しなければなりません。子への接近禁止命令又は親族への接近禁止命令を求める場合、相談又は宣誓の段階でこれらの命令が必要と考えられる事情についても言及しておく必要があります。前記の機関に相談をしておらず、宣誓供述書の添付もないと、申立てをしても保護命令が発令されないこととなりますから、注意してください。

Q7 申立てにはどのような書類等が必要でしょうか？

A7 別紙「保護命令申立事件必要書類一覧表」のとおりです。

Q8 申立ての住所は、どのように記載しますか？

A8 住所は生活の本拠になりますので、申立人の現在の住居所が相手方に判明することによって申立人が被害に遭う可能性がある場合には、申立人は、申立書においては、住民票上の住所や相手方と共に生活の本拠としていた住居を自らの住所として記載すれば足りません。

Q9 申立後の手続の流れはどのようになりますか？

A9 別紙「配偶者暴力等に関する保護命令手続の主な流れ」のとおりです。